

◎新潟県告示第74号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定により撤去した船舶及びその係留、固縛及び保管に用いられる物品（以下「船舶等」という。）について、同条第3項の規定により保管したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6年1月23日

新潟県長岡地域振興局長 伊野 智彦

1 保管した船舶等の名称又は種類、形状及び数量等

船舶等の名称又は種類、形状及び数量	放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時
ボート 48艘	寺泊港中央ふ頭	令和5年12月13日 午前9時5分 ～午後2時19分	令和5年12月13日 午前9時15分 ～午後2時29分
ボート 10艘	寺泊港中央ふ頭	令和5年12月14日 午前8時30分 ～午前10時35分	令和5年12月14日 午前8時40分 ～午前10時45分
ボート 4艘	寺泊港西ふ頭	令和5年12月14日 午前9時50分 ～午前10時20分	令和5年12月14日 午前10時 ～午前10時30分
ボート 2艘	寺泊港東ふ頭	令和5年12月14日 午前10時48分	令和5年12月14日 午前10時58分
ボート 2艘	寺泊港中央ふ頭	令和5年12月15日 午前10時5分	令和5年12月15日 午前10時15分
ボート 3艘	寺泊港西ふ頭	令和5年12月15日 午前10時40分 ～午前11時19分	令和5年12月15日 午前10時50分 ～午前11時29分

2 船舶等の保管の場所

新潟県長岡市寺泊白岩地内 新潟県長岡地域振興局与板維持管理事務所資材置場

3 保管した船舶等の返還

(1) 返還期限

ア 令和6年6月13日（保管を始めた日が令和5年12月13日のもの）

イ 令和6年6月14日（保管を始めた日が令和5年12月14日のもの）

ウ 令和6年6月17日（保管を始めた日が令和5年12月15日のもの）

(2) 返還の申出及び問合せ先

長岡市沖田2丁目173-2

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課行政第2係

電話 0258-38-2639

(3) 費用負担

船舶等の撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該船舶等の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

4 保管した船舶等一覧簿の閲覧

港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第33条第2項の規定に基づき、保管した船舶等の一覧簿を3(2)において閲覧に供する。